

旧堀田邸、佐倉順天堂、武家屋敷

室名等	区分	現在の 料金 (円)	受益者 負担率	新料金 (円)	改定率	備考
施設使用料(座敷棟)	1回につき	5,500	50%	9,500	172.7%	■入館料の改定はなし ■施設使用料は、従来は施設使用料に加えて入館料を重ねて徴収していたものを、施設使用料のみを徴収するように変更 ■撮影使用料は、従来は撮影使用料に加えて施設使用料及び入館料を重ねて徴収していたものを、撮影使用料のみを徴収するように変更 ■施設使用料及び撮影使用料は、複数の代表的な使用例を想定し、1回当たりの施設使用者等の納入額が、改定前の納入総額との比較で1.5倍以内となるように金額を設定 ■入館料、施設使用料及び撮影使用料について、免除に加え減額もできるように規定を追加
施設使用料(居間棟)	1回につき	6,000	50%	9,500	158.3%	
撮影使用料	1時間につき	19,000	100%	34,000	178.9%	
撮影使用料	1時間につき	7,000	100%	10,000	142.9%	
施設使用料(旧河原家住宅)	1回につき	6,000	50%	8,500	141.7%	
施設使用料(旧但馬家住宅)	1回につき	6,500	50%	9,500	146.2%	
施設使用料(旧武居家住宅)	1回につき	3,500	50%	5,000	142.9%	
撮影使用料	1時間につき	12,000	100%	22,000	183.3%	